

千歳市入札等監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第17条の規定に基づき策定された適正化指針の趣旨に鑑み、建設工事及び製造(以下「工事等」という。)並びに測量及び建設工事に関する調査・設計等委託業務(以下「設計業務等」という。)における入札及び契約の過程並びに契約の内容の公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、千歳市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した工事等及び設計業務等につき、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事等及び設計業務等のうち委員会が抽出したものにつき、一般競争入札参加資格の設定の経緯並びに指名競争入札及び随意契約に係る指名の経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 市が行った入札及び契約手続に係る苦情処理につき、当事者の申出により再度の処理(以下「再苦情処理」という。)を行うこと。

(委員)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係する部長その他の職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、原則として、年2回開催する。
- 3 再苦情処理に係る会議は、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、原則として非公開とし、会議の議事概要を公表する。

(抽出)

第6条 委員会は、第2条第2号に規定する抽出に係る事務を、あらかじめ指定した委員（以下この条において「当番委員」という。）に委任することができる。

2 抽出は、別に定める入札及び契約方式別発注工事一覧及び入札及び契約方式別発注業務一覧の中から、入札及び契約方式別に、無作為の方法によって行う。

3 当番委員は、前条第2項の会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条第1号又は第2号に規定する事務につき、報告の内容又は審議した工事等及び設計業務等に係る理由及び経緯等において、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲内で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 前項の意見の具申又は勧告の内容は、公表するものとする。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第3号の事務につき、再苦情処理の申出があったときは、却下すべき場合を除き、会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を市長に報告し、公表するものとする。

3 前項の報告は、再苦情の申出があった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員長及び委員の除斥)

第9条 委員長及び委員は、第2条第2号及び第3号に規定するの事務のうち、自己及び3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、事務処理上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、工事等及び設計業務等入札担当課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年1月7日から施行する。